

所得税、町・県民税の申告が始まります！

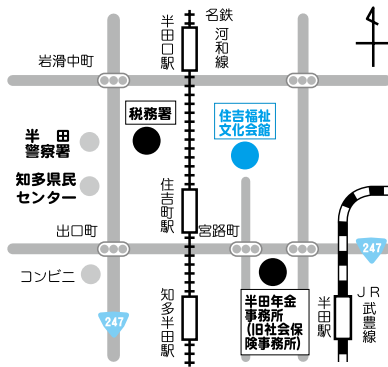


住吉福祉文化会館（半田市宮路町53 住吉神社内）

【受付内容】 所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税
【期間・受付時間】 2月16日(水)～3月15日(火)
(土・日曜日、祝日は除く)
9:00～17:00

○会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日
会場で配付しますが、オンラインで事前に発行する方法も予定
しています。詳細は国税庁ホームページをご確認ください
配布状況により後日の来場をお願いする場合があります
○2月20日(日)・27日(日)は受け付けます
○還付申告は1月4日(火)から半田税務署で申告書の提出ができます
○詳しくは、半田税務署にお問合せください

▶ 問合せ 半田税務署
☎ 21-3141
※自動音声案内「0」を選択
してください



中央公民館 2階第3・4会議室

【受付内容】 町・県民税、一部の所得税
【期間・受付時間】 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日は除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

○還付申告、町・県民税の申告は2月1日(火)から受け付けます
○月曜日は中央公民館の休館日ですが申告は受け付けします
○混雑状況等により、待ち時間が長くなる場合があります
また、午前に受付をした場合でも、午後からの申告受付となることがあります
○会場では消毒、検温、マスクの着用等にご協力ください
○申告に関するお問合せは、中央公民館ではお答えできません。役場税務課にお問合せください

▶ 問合せ 役場税務課

【受付できない申告】

- ・青色申告
- ・初めての営業所得や農業所得等の確定申告（2年目以降も受付不可の場合あり）
- ・営業所得、農業所得、不動産所得で収支内訳書が未作成の確定申告
- ・分離課税所得（土地や株式の譲渡等）の確定申告
- ・2か所以上からの退職手当がある人、特定役員退職手当等がある人の確定申告
- ・所得税の税額控除を受けようとする確定申告（2年目以降でローンの借換えを行っていない住宅
借入金等特別控除、配当控除、寄附金特別控除は受付可）
- ・日本国外に住む親族を扶養控除の対象とする申告
- ・相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ・贈与税、相続税、消費税の申告
- ・令和2年分以前の確定申告、更正の請求、修正申告
- ・令和4年1月1日以前に死亡または転出等している人の準確定申告や確定申告
- ・必要書類が整っていない申告

所得税の申告が必要な人

- ・給与収入が2千万円を超える人
- ・給与等を1か所から受けていて、各種所得（給与所得、退職所得除く）の合計が20万円を超える人
- ・給与等を2か所以上から受けていて、年末調整された主たる給与以外の従たる給与収入と各種所得（給与所得、退職所得除く）の合計が20万円を超える人
- ・公的年金等に係る雑所得が、所得控除の合計を超える人（ただし、公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は除く）
- ・公的年金の他に20万円を超える所得があった人
- ・営業所得、農業所得、不動産所得、譲渡所得等があり、所得金額の合計が所得控除額の合計を超える人

所得税の還付を受けられる人 （源泉された所得税等がある人に限る）

- ・給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整をしていない人
- ・給与所得者、年金受給者で、源泉徴収票に記載されていない控除を追加する人

住 宅借入金等特別控除申告説明会

令和3年中に住宅を取得し、一定の要件に該当する人を対象に説明会を実施します。
一定の要件および必要書類は下記QRコードから名古屋国税局ホームページでご確認ください。住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類を持参した人は、確定申告書の作成、提出が可能です。会場への入場には、入場整理券が必要です。

日 時 2月7日(月)～9日(水)
9:00～17:00
場 所 住吉福祉文化会館
問合せ 半田税務署



町・県民税の申告が必要な人

所得税の申告義務がない人でも、令和4年1月1日現在、町内に在住し、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

申告をしないと、個人住民税、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定に影響することがあります。所得税の確定申告をする人は、町・県民税の申告は原則不要です。

- ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を追加する人
- ・給与支払報告書が勤務先から提出されない人（給与30万円以下の退職者等）
- ・営業所得、農業所得、不動産所得等があり、所得税の確定申告義務がない人
- ・収入がない、または非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金等）のみの人で、町内の親族の税法上の扶養親族になっていない人
- ・配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人

※退職所得がある人で、確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります

※「申告が必要な人」、「還付を受けられる人」に該当しない人でもそれぞれの対象になる場合があります。所得税については半田税務署、住民税については役場税務課にお問合せください

スマホやパソコンで簡単！ e-Taxで確定申告



こんなに便利

- ・24時間申告可能
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー

申告書を作ってみよう

- STEP1 「国税庁ホームページ」から「確定申告書等作成コーナー」へアクセス（右記QRコード）
- STEP2 申告書を作成
- STEP3 申告書をe-Taxで送信し提出



【問合せ】 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

▶ 問合せ 役場保険医療課

● 国民年金の種類

国民年金の被保険者は、それぞれの立場により次の3種類に分かれます。

第1号被保険者

自営業、アルバイト、学生等で、
20歳以上60歳未満の人

【保険料】

毎月決まった保険料を
ご自身で納めます。

第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入
している会社員、公務員等

【保険料】

保険料は給料から
差し引かれます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されて
いる20歳以上60歳未満の配偶者

【保険料】

ご自身で納める必要はありません。
第2号被保険者の加入している
年金制度が負担します。

● 国民年金(基礎年金) 3つのメリット

年金はお年寄りのためと思いがちですが、実は若い人にも大切です。

- ①老後を支える終身保障 65歳以降、年金が受け取れる一生涯の保障です
- ②万が一の障害や遺族を保障 老後だけではなく、現役世代の保障も充実しています
- ③社会保険料控除の対象 納めた保険料の全額が所得から控除されます



● 国民年金加入の流れ

20歳になると日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」が届きます。内容をご確認いただき、国民年金保険料は納期までに忘れずに納めてください。

◎納付方法は選ぶことができます

- (1)納付書 (2)口座振替 (3)クレジットカード (4)電子納付
- (2)・(3)を利用すると、金融機関等に行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。
- さらに、まとめて前払い(前納)するとお得です！

※別途送付される年金手帳は保険料納付の確認や、将来の年金受給のために必要です。
大切に保管してください



収入等がなく保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(50歳未満)等の保険料納付猶予制度があります。
詳しくは、半田年金事務所(☎ 21-2375)または役場保険医療課国民年金担当までお問合せください。

申告に必要なもの(主なもの)

▶ 問合せ 役場税務課

※必要書類が整っていない場合、申告相談の受付ができないことがあります

① 本人確認書類

- マイナンバーカードまたは
マイナンバー通知カード
(記載事項に変更のないものに限る)等
※扶養親族分も必要
- 運転免許証、保険証、
パスポート等
※マイナンバーカードをお持ちの人は不要



② 「確定申告のお知らせ」のはがき

届いた人のみ



③ 令和3年中の所得が分かるもの

- 給与、年金の源泉徴収票
- 報酬等の支払調書
- 生命保険の満期返戻金や個人年金の支払
証明書等
- 配当の支払通知書、特定口座年間取引報
告書等
- 営業所得、農業所得、不動産所得の収支
内訳書
- 退職所得の源泉徴収票



④ 控除額を証明するもの

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、
介護保険料等の支払明細書等
※支払明細書(普通徴収分)は1月下旬に
役場担当課から送付します
- 国民年金保険料
- 生命保険料、地震保険料等の支払額の証明書
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
※認定書は1月中に役場福祉課から送付します
- 医療費控除の明細書
※医療保険者から交付を受けた医療費通
知を添付すると明細書の記入を省略で
きます
※国民健康保険の医療費通知は、2月中旬
に役場保険医療課から送付します
- 寄附金の領収書、証明書等
※ふるさと納税のワンストップ特例を申
請している場合でも寄附金額を含めて
申告が必要です
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等
証明書、給与所得者の(特定増改築等)
住宅借入金等特別控除申告書

⑤ 還付申告で必要なもの

- 申告者本人名義の振込金融機関名、支店名、
預金の種類、口座番号が分かるもの

必ず事前に作成し、持参してください！

・収支内訳書

営業所得、農業所得、不動産所得の収支内訳書を必ず事前に作成してください。
未作成の場合、申告の受付ができません。収支内訳書の様式は、半田税務署または役場で
受取るか、国税庁ホームページからダウンロードしてください。

・医療費控除の明細書

令和2年分の申告から、明細書の添付が必須となりましたので、必ず事前に作成してください。
領収書の添付や提示では控除を受けることができません。明細書の様式は、半田税務署または
役場で受取るか、国税庁ホームページからダウンロードしてください。